

タイ国
東アジア食料安全保障
及び
米備蓄管理システム計画調査
事前調査報告書

平成14年2月

国際協力事業団

序 文

日本国政府は、タイ王国（以下、「タイ」と記す）農業・協同組合省を通じた東南アジア諸国連合（ASEAN）事務局の要請に基づき、東アジア（ASEAN+3（中国、韓国、日本））の食料安全保障の強化を目的として、ASEANの米備蓄管理システムをレビューするとともに、東アジアのための米備蓄を形成するためのASEAN米備蓄の機能強化について調査することとなりました。

国際協力事業団は、本格調査に先立ち、本格調査の円滑かつ効率的な実施を図るため、平成13年12月10日から12月19日の10日間にわたり、農林水産省食糧庁総務部国際課課長補佐 岩濱洋海氏を団長とする事前調査団を現地に派遣しました。

同調査団は、タイ政府関係者との協議並びに現地踏査を行い、要請背景・内容等を確認し、本格調査に関する実施細則（S/W）に合意し、後日国際協力事業団タイ事務所長により署名しました。

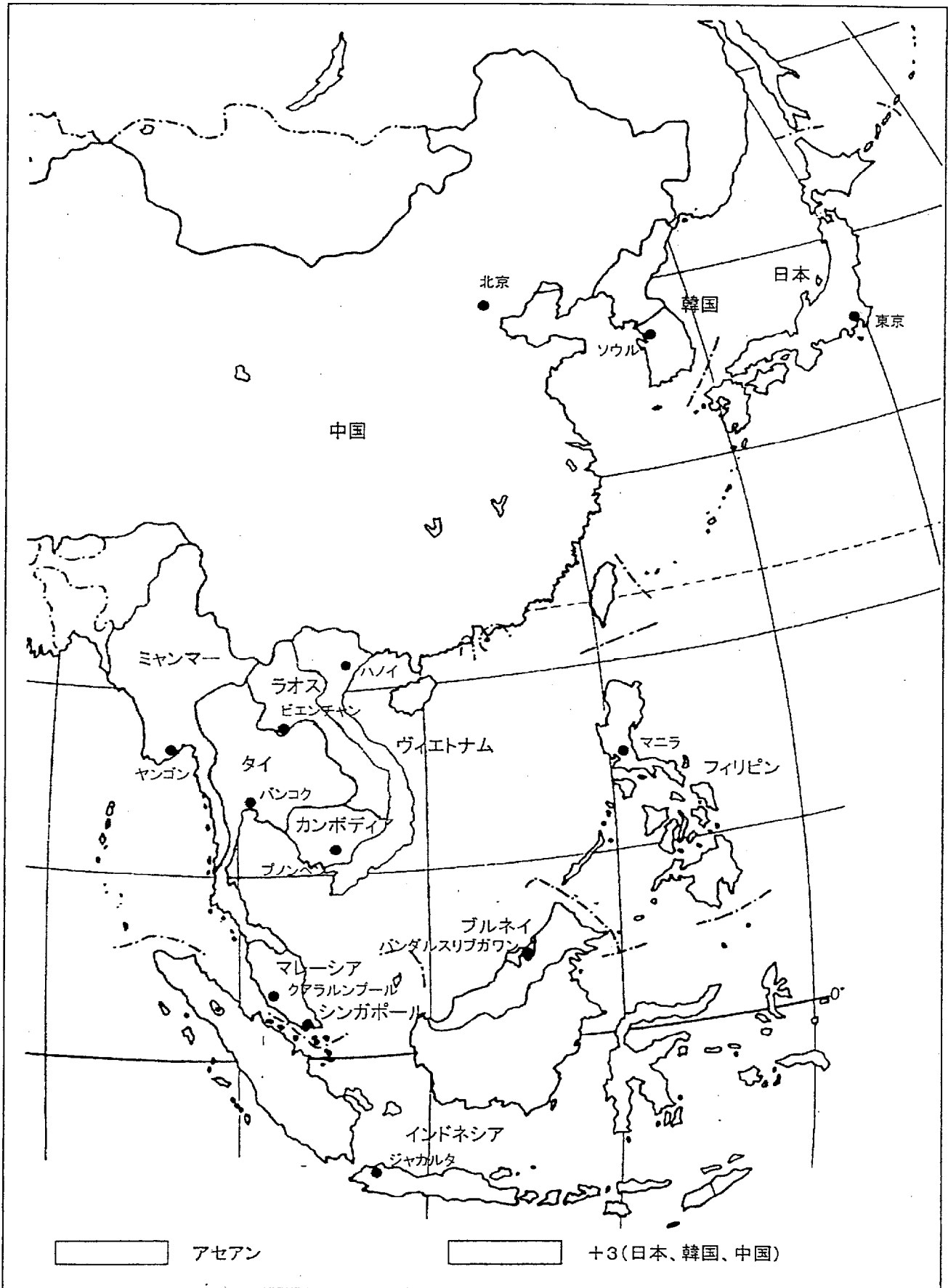
本調査報告書は、本格調査実施に向け、参考資料として広く関係者に活用されることを願い、取りまとめたものです。

終わりに、本調査にご協力とご支援を頂いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成14年2月

国際協力事業団

理事 鈴木 信毅



調査対象地域

目 次

調査対象地域位置図

第1章 調査の概要	1
1 - 1 調査目的	1
1 - 2 調査団の構成	1
1 - 3 調査日程	1
1 - 4 訪問先及び面会者	2
第2章 協議の概要	3
2 - 1 協議の概要	3
2 - 2 本格調査実施細則（S/W）の変更点	4
2 - 3 M/M 記載内容の概略	5
第3章 要請の概要	7
3 - 1 要請の背景及び経緯	7
3 - 2 上位計画	8
3 - 3 要請組織の概要	9
3 - 3 - 1 要請組織	9
3 - 3 - 2 ASEAN 機構	10
第4章 米の備蓄システムの現況	11
4 - 1 ASEAN 諸国（ASEAN 食料安全保障備蓄）.....	11
4 - 1 - 1 設立の経緯	11
4 - 1 - 2 ASEAN 緊急米備蓄の問題点	11
4 - 1 - 3 ASEAN における食料安全保障の強化	12
4 - 2 関係国（中国、韓国）.....	12
4 - 2 - 1 中 国	12
4 - 2 - 2 韓 国	12
4 - 3 WTO との関係	15

第5章 本格調査の実施上の留意点	16
5 - 1 事前調査の結果の総括	16
5 - 2 食料政策、貿易政策、流通政策	16
5 - 3 米備蓄システムと実施	18

別添資料

1 . コメ関係データ (アセアン + 3)	21
2 . ASEAN DOCUMENTATION for THE ASEAN FOOD SECURITY RESERVE BOARD (AFSRB) MEETING	29
3 . コメの需給・政策事情調査 最終報告書 (中国)	71
4 . Agreement on the ASEAN Food Security Reserve	78

付属資料

1 . 要請書 (T/R)	109
2 . 実施細則 (S/W)	113
3 . 協議議事録 (M/M)	119

第 1 章 調査の概要

1 - 1 調査目的

本調査は、タイ王国（以下、「タイ」と記す）農業・協同組合省を通じた東南アジア諸国連合（ASEAN）事務局の要請に基づき、東アジア（ASEAN+3（中国、韓国、日本））の食料安全保障の強化を目的として、ASEANの米備蓄管理システムをレビューするとともに、東アジアのための米備蓄を形成するためのASEAN米備蓄の機能強化について調査することを目的としている。

今回の事前調査は、ASEAN米備蓄の事務局及び調査の要請窓口機関であるタイ農業・協同組合省との意見交換・協議を通じて、本調査の要請背景の確認、本格調査の調査内容等に係る実施細則（S/W）を締結することとする。

1 - 2 調査団の構成

氏名	担当分野	所属
岩濱 洋海	総括 / 食料政策	農林水産省食糧庁総務部国際課 課長補佐
橋本 一也	貿易制度	農林水産省食糧庁総務部国際課 国際協力係長
棟方 将人	流通企画	農林水産省総合食糧局技術協力課 調査係長
川部 伸治	調査企画	国際協力事業団農林水産開発調査部農業開発調査課 職員

1 - 3 調査日程

日順	月日	曜	調査行程・調査内容	宿泊地
1	12月10日	月	東京（TG641 LV.10:30）（AR.15:30）	バンコク
2	12月11日	火	9:00：日本大使館打合せ ：JICA事務所打合せ 14:00：農業・協同組合省表敬 16:00：商務省対外貿易局表敬	バンコク
3	12月12日	水	農業・協同組合省第1回S/W協議	バンコク
4	12月13日	木	第2回S/W協議、協議議事録（M/M）作成 ステアリングコミッティ構成メンバーとの打合せ	バンコク
5	12月14日	金	S/W及びM/M確認、日本大使館、JICA事務所報告	バンコク
6	12月15日	土	バンコク（TG640 LV.11:20） 東京（AR.19:00）（調査企画以外） 資料収集（調査企画）	バンコク
7	12月16日	日	資料整理	バンコク
8	12月17日	月	関連事業地区調査	バンコク
9	12月18日	火	関連事業地区調査、日本大使館、JICA事務所報告 バンコク（NH916 LV.23:20）	バンコク
10	12月19日	水	東京（AR.6:25）	

1 - 4 訪問先及び面会者

(1) タイ側

1) 農業・協同組合省事務次官室 (The Office of Permanent Secretary)

Mr. Petipong Pungbun Na Ayudhya	Permanent Secretary
Dr. Suthiporn Chirapanda	Deputy Permanent Secretary
Dr. Ampon Kittiampon	Inspector General
Mrs. Anchalee Ooraikul	Deputy Secretary General of Office of Agricultural Economics
Mr. Utai Pisone	Assistant Permanent Secretary
Mr. Pinit Korsieporn	Director of Foreign Agriculture Relations Division
Mr. Boonnorm Oonkasem	Policy and Plan Analyst

2) 商務省 (Eastern Regional Agriculture Office)

商務経済局

Miss. Wibunlasana Ruamraksa	Director Multilateral Negotiation
-----------------------------	-----------------------------------

対外貿易局

Mr. Tikhumporn Natvaratat	Department of Foreign Trade
---------------------------	-----------------------------

3) 技術協力庁 (DTEC)

Mr. Banchong Amornchewin	Chief of Japan Sub-Division
--------------------------	-----------------------------

(2) 日本側

1) 在タイ日本国大使館

八百屋市男	一等書記官
-------	-------

2) JICA タイ事務所

森本 勝	所 長
高島 宏明	次 長
沖浦 文彦	所 員

3) JICA 専門家

川崎 陽一郎	個別専門家 (政策アドバイザー)
--------	--------------------

第2章 協議の概要

2 - 1 協議の概要

(1) 本調査は、タイ農業・協同組合省を通じた東南アジア諸国連合（ASEAN）事務局の要請に基づき、東アジア（ASEAN+3（中国、韓国、日本））の食料安全保障の強化を目的として、ASEANの米備蓄管理システムをレビューするとともに、東アジアのための米備蓄を形成するためのASEAN米備蓄の機能強化について調査することを目的としている。事前調査団は、ASEAN米備蓄の事務局及び調査の要請窓口機関であるタイ農業・協同組合省との意見交換・協議を通じて、本調査の要請背景を確認の上、本格調査の調査内容等に係る実施細則（S/W）について合意し、討議議事録（M/M）の締結を行った。

意見交換及び協議のなかで注目すべき点は以下のとおりである。

- 1) ペティボン農業・協同組合省事務次官との意見交換では、同次官より、農業・協同組合省が本調査の実施及び調整を行うこと、タイ側カウンターパートの指名、本調査のASEAN+3諸国における合意形成手続きの明確化、政治・経済的に機微な部分をもつ本調査の実施にあたっては、ASEANのフレームワークをよく理解したコンサルタント利用の必要性があること、について言及があった。
- 2) また、農業・協同組合省との協議は、本調査のカウンターパートとなるアンボン監査官との間で実施され、本協議に基づき討議議事録（M/M）が作成された（M/Mは付属資料3.）。

前述のとおり、ペティボン事務次官が本調査内容の意見調整及び合意形成の仕組み作りを調査団及びタイ側関係者に要望したことから、当初、各メンバー国の意見調整等の場として実施を予定していたワークショップについては、名称を米備蓄専門委員会（TMRR：Technical Meeting on Rice Reserve）と改め、その実施目的を明確化することとした。同委員会は、タイ政府が主体的に運営することとし、開発調査の結果等を各国からの参加者が検討し、ASEAN+3農林高級事務レベル会合（SOM-AMAF+3）、ASEAN+3農林大臣会合（AMAF+3）への資料提出につなげる組織として位置づけられる。

本件調査の効率的な実施のため、当方より改めてステアリングコミッティの設置の必要性を説明したところ、先方もその必要性を認め、合同運営委員会の設置を了承し、各ステップ終了時に、同委員会を開催することを了承した（合同委員会のスケジュール及び主な構成員はM/Mを参照）。

同委員会の役割は、調査を管理・運営するとともに、具体的にはTMRRでの資料の提出にあたっての検討を行う機関として位置づけられる。

なお、開発調査の結果は、タイ政府を通じてTMRRへ提出（スタディチームにTMRRでの検討責任が及ばないことを担保するため）されることとした（スタディの進め方に

については、M/Mの資料を参照)。

カウンターパート機関については、当初の要請は農業経済局であったが事務次官局へ変更されることになった。現段階では、組織の設立は行われていないものの、近々、タクシン首相の指示により農業・協同組合省事務次官局内に現在各省に分散している権限を集約し、機能的な政策展開を行うために、「Office of Primary Agricultural Products」(主要農産物7品目(米、タピオカ、ゴム、切り花等)を所掌)を設立する予定であり、本開発調査はこの組織が担当することになる。また、同組織の長には、アンポン監査官が就く見込みである(スティポン副事務次官はアドバイザーとして担当)。

なお、同調査の実施については、既にチュチープ農業・協同組合大臣及びアディサイ商務大臣にも報告されている。

当方より、ASEANメンバー国等での調査の円滑な実施を要請したところ、タイ政府がASEAN事務局を通じて、ASEAN各国及び中国、韓国、日本に対して開発調査チームの便宜供与を行うことを了承した。

当方より、調査実施にあたり事務室の確保及び事務機器の提供を要請したところ、農業・協同組合省は基本的に了承。なお、先方からは、合同委員会やTMRRの実施にあたり、本件調査に係る資機材(プレゼンテーション用)として、携帯用コンピューター、オーバーヘッドプロジェクター、デジタルカメラ一式について日本側での用意を検討してほしい旨要請があった。当方は、先方よりこの要請があったことを日本側に伝えることを約束した。

(2) 当方より、本件調査の結果策定される計画の事業化を促進していくうえで、本件で作成されるファイナルレポートは公開扱いにしてほしい旨説明を行い、先方はこれに合意した。

2 - 2 本格調査実施細則(S/W)の変更点

(1) 各メンバー国の意見調整等の場として実施を予定していたワークショップについては、名称を米備蓄専門委員会(TMRR: Technical Meeting on Rice Reserve)と改め、その実施目的を明確化することとした。同委員会は、タイ政府が主体的に運営することとし、開発調査の結果等を各国からの参加者が検討し、ASEAN+3農林高級事務レベル会合(SOM-AMAF+3)、ASEAN+3農林大臣会合(AMAF+3)への資料提出につなげる組織として位置づけられる。

(2) タイトルについて、開発調査の対象地域を正確に反映するとの趣旨で「Scope of Work for The Study on East Asia Rice Reserve System Agreed Upon Between Office of The Permanent Secretary Ministry of Agricultural and Cooperatives and The Japan International Cooperation Agency」から

「Scope of Work for The Study on East Asia /ASEAN Rice Reserve System Agreed Upon Between Office of The Permanent Secretary Ministry of Agricultural and Cooperatives and The Japan International Cooperation Agency」に変更した。

2 - 3 M/M 記載内容の概略

(1) 事務次官局及び JICA 調査団との協議を通じて、ペティボン事務次官は以下のとおり提案した。

- 1) 農業・協同組合省は、JICA の支援により東アジア / ASEAN 米備蓄システム計画調査の調整及び実施を行う。
- 2) 本調査のプロジェクト・アドバイザーに事務次官局のスティボン副事務次官を、またプロジェクト・マネージャーにアンボン監査官を指名する。
- 3) ASEAN 加盟国が調査の過程に十分にかかわり、提案を受け入れることの実現に向かって努力するような仕組みをもった事業となることに関心をもっている旨を表明する。
- 4) 政治的及び経済的な視点からみて複雑な調査であることから、農業・協同組合省は、ASEAN の体制及び ASEAN 諸国の合意形成についての実績があるコンサルタントチームの一部調査を委託することを推奨する。

(2) 調査の背景と ASEAN+3 諸国への協力要請の背景は次のとおりである。

- 1) タイ政府は、2001 年 10 月、インドネシアで開催された第 1 回農林水産担当大臣会合 (AMAF+3) での決定に基づき、ASEAN+3 諸国からの要請を受けて、本調査を実施する。
- 2) 本調査は、上述の AMAF+3 会合で合意された要請書 (T/R) に基づいて実施される。その調査結果は、タイ政府に報告される。
- 3) 農業・協同組合省は、調査の実施において必要な支援については、ASEAN 事務局を通じて ASEAN+3 諸国に要請する。

(3) 調査の実施手法及びスケジュール

- 1) T/R にあるステップ 1 については、JICA のプロジェクト研究調査のスキームにおいて実行。ステップ 2 及びステップ 3 については、開発調査のスキームにより実施する。
- 2) 調査スケジュールについては、プロジェクト研究調査は 2002 年 1 月から 3 月に実施。開発調査は 2002 年 4 月から 10 月に実施する。
- 3) 3 回の実施を予定している米備蓄専門委員会 (TMRR) は、開発調査の実施期間中に開催する。

第 1 回 TMRR を、プロジェクト研究調査の調査結果に基づいて ASEAN+3 農林高級事務レ

ベル会合（SOM-AMAF+3）への報告の前の 2002 年 4 月上旬に招集。

第 2 回 TMRR を、ステップ 2 の調査結果に基づいて、2002 年 7 月に開催。

第 3 回 TMRR を、ステップ 3 の調査結果に基づいて、2002 年 9 月に開催。

（4）本調査の運営管理

- 1) 調査の円滑な実施のため、日本側及びタイ側の双方から成る合同運営委員会を以下のよ
うな構成で設置することに合意。

タイ側代表： 農業・協同組合省事務次官、 農業・協同組合省農業課、 農業・協同
組合省農業普及課、 農業・協同組合省農業経済室、 外務省、 商務省、
経済社会開発院事務所、 技術協力庁

日本側代表： 在タイ日本国大使館、 JICA タイ事務所、 JICA 調査団

- 2) 合同運営委員会はプロジェクト・マネージャーが議長を務め、調査を監督・調整する。

（5）ASEAN+3 諸国間における協議手順

- 1) 調査結果は、タイ政府を通じ、検討のため TMRR へ提出する。
- 2) SOM-AMAF+3 への勧告 / 選択肢提供のために調査結果を審議することとして TMRR を
招集する。
- 3) 農業・協同組合省は、調査団及び JICA の支援を受けて、TMRR の開催と進行についての
責任を負う。

（6）カウンターパートの構成及び人員

- 1) 農業・協同組合省事務次官局は、調査団及び JICA による支援を受けて調査を調整及び実
施する義務を負う。
- 2) 農業・協同組合省は、プロジェクト・ディレクターとして事務次官を、カウンターパート・
チームのプロジェクト・マネージャーとしてアンボン監査官を、及びプロジェクト・アドバ
イザーとして事務次官局を指名する。

第3章 要請の概要

3 - 1 要請の背景及び経緯

- (1) 米は、東アジア（ASEAN+3（日本、韓国、中国）をいう。以下、同じ）において主食であり、多くの人々が生産に従事するなど重要な食料作物である。東アジアは、世界全体の米生産量の59%、消費量の57%、輸出量の57%、期末在庫の77%を占めている（別添資料1.）。
- (2) 米の貿易量は、世界の生産量の5%程度とわずかであることから、米の価格は生産量や在庫量の状況に大きく左右される。近年は東アジア諸国等での米の生産や在庫が増加していることから、国際価格は大幅に低下している。このような国際価格の低下は、ASEAN諸国内の米価格の低下をもたらし、零細農家の収入の減少や農村の貧困の拡大を引き起こしている。
- (3) また、アジア地域においては、1998年のインドネシアでの早魃による大規模な食料不足のときにみられたように、以前より、大規模災害のたびに米の輸入や食料援助が繰り返されている状況にある。
- (4) ASEANは、このような要因により1979年から食料安全保障のためにASEAN食料安全保障備蓄を有している。備蓄量は8万7,000tとわずかであること等から、インドネシアの食料危機にも発動されておらず、有効に機能しているとはいえない状況にある。1998年のASEAN農林大臣会合（AMAF）では、ASEAN米備蓄の見直しが決定され、更に1999年には、再度、早期見直しがASEAN事務局に要請されている。
- (5) このような地域事情のなかで、2001年4月、カンボディアで開催されたASEAN+3農林高級事務レベル会合（SOM-AMAF+3）において、タイ政府より東アジア地域の貧困の緩和と食料安全保障の観点から、東アジアにおける米備蓄の研究に関するワークショップ開催が提案され、その結果をAMAF+3に報告することが承認された。
- この決定を受けて、我が国の支援の下、同年7月にタイ農業・協同組合省及びチュラロコン大学の主催により、「東アジアにおける食料安全保障協力及び米備蓄管理システムに関するワークショップ」が開催され、AMAF+3に提出される「東アジアにおける米備蓄システムに関する研究」の要請書（T/R）が取りまとめられた。
- 同年10月、インドネシアで開催されたAMAF+3において、タイ政府よりこのT/Rが提出され、「東アジアにおける米備蓄システムに関する研究」の実施が決定された。

T/R の主な概要は、以下のとおりである。

スタディの目的

東アジア地域の食料安全保障を強化するため、東アジアにおける米供給の安定化、米価格の安定化及び米備蓄の効率化についてスタディを実施する。

スタディ項目

(a) ステップ 1 (期間は約 3 か月)

米をめぐる現状の調査 (各国の米管理政策、ASEAN 米備蓄の長所・短所など)

(b) ステップ 2 (期間は約 4 か月)

東アジアの米備蓄メカニズムの検討 (備蓄必要量の把握、効率的な米備蓄の運営方法の確立、米備蓄参加国の利益・不利益の検討など)

(c) ステップ 3 (期間は約 3 か月)

米備蓄の実行に向けた検討 (実施に係る制度的検討、資金 / 備蓄システムに係るコストの算出など)

スケジュール

各ステップごとに国際ワークショップ (WS) を開催。調査の最終結果は、2002 年の ASEAN+3 農林大臣会合に提出される。

(a) 第 1 回 WS 2002 年 3 月又は 4 月

(b) 第 2 回 WS 2002 年 7 月

(c) 第 3 回 WS 2002 年 9 月

3 - 2 上位計画

ASEAN では、1997 年の第 2 回 ASEAN 非公式首脳会議 (於クアラルンプール) において、2020 年までの 20 余年間における地域の発展及び域内協力を通じた豊かな生活の達成についての展望を示した中期計画「ASEAN ビジョン 2020」が採択された。このなかで、貧困の撲滅及び生活水準の平均化を図ること、飢餓、栄養失調、略奪、貧困の面での問題がない社会の構築がうたわれた。

また、2000 年 12 月に「ASEAN ビジョン 2020」実現のための最初の行動計画として「ハノイ行動計画」(1999 ~ 2004 年までの 6 か年計画) が採択され、このなかで、「食料安全保障の向上」を行っていくことが確認されている。その具体的な行動としては、以下のような内容があげられている。

- (1) ASEAN 食料安全保障備蓄協定をレビューし、緊急時における有効な食料の相互供給 (cross-supply) システムを実現。

(2) 加盟国が食料供給や基礎的な産品について、有効に予測、計画、管理できる ASEAN 食料安全保障システム (AFSIS) の確立による食料安全保障に係る統計データベース及び情報の向上。

(3) ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) における食料貿易政策の分析・再検討及び ASEAN における主な食物商品 (米、トウモロコシ、大豆、砂糖、豆類及び油糧種子) の長期需給見込みに関するスタディ研究による ASEAN 内外の食料貿易の増強のための共通のフレームの構築。

(4) ASEAN の農業協同組合の食料マーケティング・システム強化による食料安全保障の強化。

今回の要請は、中期計画「ASEAN ビジョン 2020」の一端を成すものであり、その具体的行動といえる。

3 - 3 要請組織の概要

3 - 3 - 1 要請組織

今回の要請は、ASEAN+3 の要請に基づき、タイ農業・協同組合省農業経済局から要請がなされたが、カウンターパート機関としては、事務次官局内に新たに設立される「Office of Primary Agricultural Products」(主要農産物 7 品目 (米、タピオカ、ゴム、切り花等) を所掌) が担当することになる。本調査のタイ側の責任者にはアンポン監査官が就任することが内定している(経緯は、第 2 章 2 - 1 (1) 2) のとおり)。

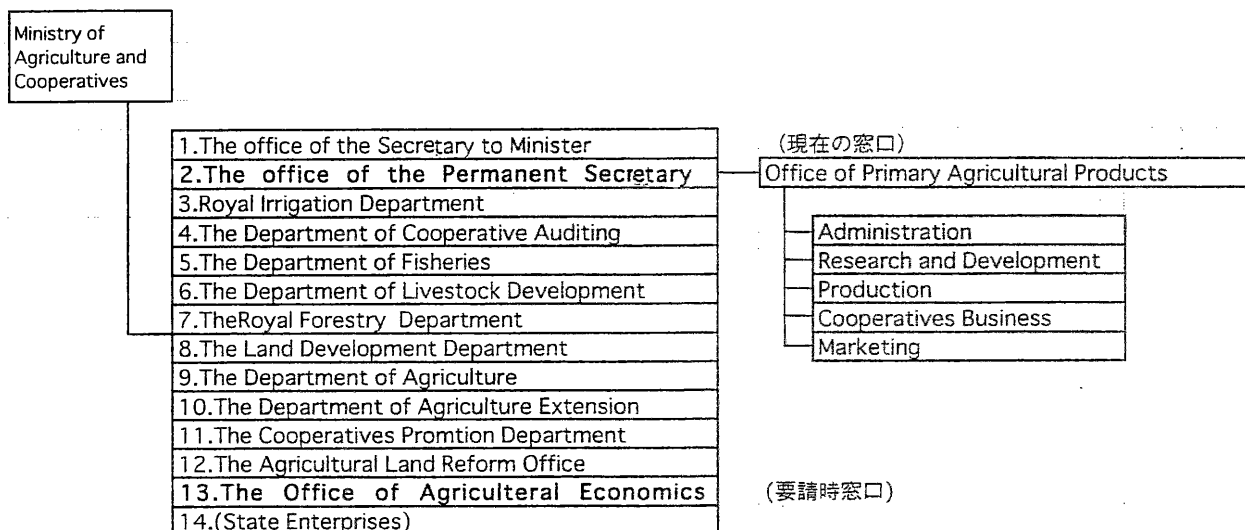


図 - 1 農業・協同組合省の組織

3 - 3 - 2 ASEAN 機構

1976年のASEAN宣言において、ASEAN加盟国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）間での国家・地域開発の協力の推進がうたわれた。この具体的な行動として、1979年に「ASEAN食料安全保障備蓄に関する規定」に合意し、ASEAN食料安全保障備蓄を設立。その後、1986年にブルネイ、1996年に 베트남、1997年にラオス及びミャンマー、1999年にカンボディアが参加した。本備蓄の運営のため、AMAF、SOM-AMAFの直属の機関としてASEAN食料備蓄ボード（AFSRB：The ASEAN Food Security Reserve Board）が置かれ、その事務局としてタイ（商務省対外貿易局内）にASEAN食料備蓄ボード事務局を置いている。

第4章 米の備蓄システムの現況

4 - 1 ASEAN 諸国 (ASEAN 食料安全保障備蓄)

4 - 1 - 1 設立の経緯

1976年のASEAN(東南アジア諸国連合)宣言において、ASEANメンバー国間での国家・地域開発における協力を推進することがうたわれたことから、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイの5か国は、その具体的な行動として1979年に、ASEAN地域における緊急時への対応として食料安全保障備蓄(ASEAN Emergency Food Security Reserve)を設立することに合意し、メンバー国間でそれぞれ主食である米の備蓄(ASEAN 緊急米備蓄: ASEAN Emergency Rice Reserve: 事務局はタイ)を開始した。

表 - 1 現在のASEAN米備蓄数量(2000年時点)

国名	備蓄量(t)
ブルネイ	3,000
インドネシア	12,000
マレーシア	6,000
フィリピン	12,000
シンガポール	5,000
タイ	15,000
ヴェトナム	14,000
ミャンマー	14,000
ラオス	3,000
カンボディア	3,000
ASEAN計	87,000

4 - 1 - 2 ASEAN 緊急米備蓄の問題点

ASEAN 緊急米備蓄の支援は、メンバー国内の被援助国が自らの備蓄及び商業的輸入によっても対処できない状況に陥った場合に、他のメンバー国へ支援を要請し、米を借り受けることになっている。

しかし、規定上、貸付条件等は二国間で協議することになっているため、1998年のインドネシアにおける食料危機時にも、他メンバー国ではASEAN 緊急米備蓄に自国の米流通在庫の一部が回されることなく、民間ベースでの米流通が主体を占めていた。他のメンバー国からのASEAN 米備蓄を活用した効果的な運用が行われず、実態上、ASEANの食料安全保障に貢献をしているとはいえない状況にある。

4 - 1 - 3 ASEANにおける食料安全保障の強化

ASEAN 農林大臣会合では、域内の農林業協力を「戦略計画」(1999 ~ 2004 年)に沿って推進しており、そのなかで、ASEAN は地域的食料安全保障の強化を打ち出している。具体的には、アジア経済危機後の社会不安を背景に、メンバー国間に食料安全保障への関心が高まったことから、戦略計画では ASEAN 食料安全保障備蓄に係る合意の見直しを打ち出しており、米備蓄数量の見直し、緊急時の米支援計画の作成等を打ち出している(ASEAN での「食料安全保障」の取り組みについては別添資料 2 . 参照)。

4 - 2 関係国(中国、韓国)

4 - 2 - 1 中国

- (1) 中国政府は、1990 年代初期に穀物市場と価格の安定のため、3 段階での(中央、地域、農家)穀物備蓄管理システムを構築している。
- (2) 中央政府による備蓄システムに加え、それを補完するための地方政府による穀物備蓄システムが必要であるとされ、また、農民は、自らの生活に必要なとされる量を維持することが奨励されている。
- (3) このシステムのなかで、中央政府の備蓄の重要な役割は、マクロレベルにおける穀物市場の調整である。
- (4) 国家穀物公社(The State Grain Administration)は、穀物の買い入れ、保管、配分、輸送、販売、貿易を含む穀物備蓄政策、関連規則、技術的基準を所管している。
- (5) 地域備蓄は、地方政府により運営され、主に災害や地方レベルでの市場の変動に対し使われる。
- (6) 農家の備蓄は、中国の穀物備蓄システム中で重要な部分である。中国の人口の 70%以上が地方(農村)に住んでおり、これらの人々は伝統的に半年分の食料又は飼料を備蓄しており、このシステムはより多くの人々からの要求に直面する中央政府の責務を軽減している(中国の米の需給関係:別添資料 3 .)。

4 - 2 - 2 韓国

(1) 韓国の米の需給状況

1995 年ごろは、農地面積の減少、気候不順等により主に米穀の生産量が減少傾向で推移したことから、消費需要も減少しているにもかかわらず、期末在庫水準は 1996 年に 24 万 t(適正在庫が 80 万 t 程度:総需要の 15%)まで減少しており、均衡状態又はタイトな状況にあった。

その後の需給状況は、生産が比較的安定したこと、消費についても、引き続き、消費形態

の多様化等により食料・加工需要とともに減少傾向が続いていることから、期末在庫は増加傾向（1996年の24万tから1999年は72万tへ推移）にある。

現在は適正在庫水準に近い水準ではあるが、当初は98万tの在庫予測であった1999年産の生産量は、1998年産に比較して30万t程度減少した。

表 - 2 韓国の米穀の需給動向

（単位：精米万t）

年 度	1995	1996	1997	1998	1999
供給 計	622	547	556	602	600
繰 越	116	66	24	46	80
生 産	506	469	532	545	510
輸 入	-	12	-	8	10
需要 計	556	523	507	522	528
食料用	478	478	471	461	454
加工用	23	20	12	17	-
その他	55	25	24	44	-
在 庫	66	24	49	80	72

注：年度は糧穀年度（前年11月1日から当年10月31日）

出所：韓国農林部資料

（2）MA米の輸入状況

1）MA米の年度別輸入の推移

ウルグアイ・ラウンド（UR）合意に基づくMA米の年度別輸入は、当該年度内に入札を行い、落札者と契約を締結し、実際の輸入は品質を維持するため冬期に実行。そのため、一部の数量は翌年度輸入となるものがあるが、UR合意を履行している（この点について、世界貿易機関（WTO）農業委員会で米国から指摘あり）。

表 - 3 MA米の輸入動向（契約ベース）

（単位：玄米千t）

年	1995	1996	1997	1998	1999
輸入量 （精米）	57 (51)	71 (64)	86 (80)	100 (90)	114 -
輸入国	インド	中国	中国・タイ	中国・タイ	中国・タイ・ ヴェトナム

注：暦年での輸入状況

2004年の約束数量は20万5,000t（消費量の4%まで拡大）

2）MA米の輸入方法

MA米の輸入は日本同様国家貿易で行っており、農林部からの要請に基づき、調達庁が競争入札を実施し、1999年からは農林水産物公社においても一部競争入札を実施（入

札はすべてグローバルテンダー方式)。韓国内到着後は、荷揚げ後、倉庫への入庫時点で農林部に移管され、MA米の国内販売はすべて農林部が管理。

3) MA米の用途と在庫状況

a) 用途

MA米は、全量、加工用として供給されている。主な供給用途は、モチ（韓国ではうるち米でもモチを作る）、麺類、米菓子、米粉等食用加工品及び濁・薬酒である。

韓国の加工用米の過去の需要は17～18万t程度であり、うち主に国産米が供給される清酒・焼酎用等の需要はあるものの、MA米の年ごとの増加は、1999年度でも約11万tのため、これまでは十分吸収できる水準であった。

しかし、MA米の在庫は年々増加してきており、また、2004年にはMA米の輸入量が約21万tへ増加するため、農林部は主食用としての供給も検討していく必要があると考えている。

表 - 4 MA米の利用状況

(単位：精米千t)

年 度	1995	1996	1997	1998	1999
輸 入	57	71	85	100	114
供 給	-	78	57	78	74
在 庫	57	50	78	100	140

注：在庫は輸入量から供給量を差し引いたもの。

b) MA米の横流れ防止策

韓国国内において、MA米が主食用として横流れしているとの疑惑が提示されており、農林部は、MA米の適正流通を確保するため、加工業者に対し、政府指定工場で精米の上、売却している。

供給基準を定めてこれをクリアするものに供給

政府指定の加工工場に対し、加工量等について月1回立ち入り調査

不正使用した者に対し罰則（供給の停止）

(参考) 消費者価格の内外価格差の状況

(単位：円/kg)

	韓 国	日 本	アメリカ	タイ	加工用価格：韓国
価 格	210	374	156	58	96

注：1998年の消費者価格

為替レートは1ドル = 130.91円 / 41.36バーツ

4 - 3 WTO との関係

(1) 我が国は、2001年 WTO 農業交渉において、開発途上国への配慮として、開発途上国の食料安全保障の強化を図るため、既存の食料援助スキームを補完し、一時的かつ大規模な食料危機に対処するための国際備蓄の提案をしている。また、その具体化の第一歩として、ASEAN との協力を進めていくこととしている（別添資料4 .）。

WTO 農業交渉等の場における ASEAN 諸国、韓国及び中国の反応は以下のとおりである。

- a) インドネシア及びフィリピンは、国内生産が不安定ななかで不足分を輸入に頼っていることから、積極的な支持を表明している。
- b) タイは、我が国提案を多としつつも、運営コスト、商業貿易への悪影響の排除等について更なる検討が必要と述べるなど関心をもっている。また、最近の米価格の低迷を反映して、輸出国として、米価格の安定という観点から強い関心を有している。
- c) 中国は、米は非常にセンシティブであるが、地域的に非常に重要な作物であることから、各国の政策、米備蓄システムをレビューすべきとの考えであるが、備蓄に関する情報は機密となっており、情報収集について懸念される。
- d) 韓国は、米供給の安定、米備蓄の確立のため、現行の ASEAN 米備蓄のシステムの強化について検討することに同意しているが、提案されるメカニズムと WTO 農業協定の関連について、現在進行中の農業交渉の視点について留意する必要があること、国連食糧農業機関 (FAO) 余剰処理原則との整合性を図ること、及び 備蓄に伴う各国のコスト・ベネフィットを検討する必要があるとの考えである。

(2) 我が国は、ASEAN における「東アジアにおける米備蓄システムに関する研究」への協力を通じ、我が国提案の理解の促進を図るとともに、地域的な食料安全保障の枠組みづくりを検討していく。

第5章 本格調査の実施上の留意点

5 - 1 事前調査の結果の総括

(1) プロジェクト研究において、基礎的資料を収集し東アジアにおける米備蓄の現状を把握する。本件調査はその現状の資料に基づき課題の抽出を行うことより始まる(第2章2 - 3(3)のとおり)。このため、プロジェクト研究において、いかに効率的かつ的確な情報を入手するかが重要であり、東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国及び中国、韓国の協力が不可欠である。よって、プロジェクト研究の実施当初より、ASEAN 諸国等の協力が十分に得られるようタイ側からの各国政府への働きかけが必要である。

(2) 平成14年1月下旬からのプロジェクト研究の現地調査が予定されているが、今回の協議を通じていえることは、日本側からタイ政府へ、調査方針の十分な説明等の必要がある、ということである。

可能であれば、コンサルタントの調査開始に併せて、第1回目のステアリングコミッティを開催し、調査の方向性に対する関係者間の意識統一を行っておくことが必要である。

(3) ペティポン事務次官をはじめとしたタイ側政府との協議では、タイ側より、米を扱う本調査の政治的かつ経済的なセンシティブティを考慮し、ASEANの合意形成作りの経験をもつコンサルタントの活用を再三にわたり示唆された。

プロジェクト研究及び開発調査の実施を通じて、調査実施機関のコンサルタントがASEAN各国及び中国での調査能力並びに調整案作りの能力を問われることに留意が必要である。

(4) 調査期間については、協議当初、タイ側より期間が短いとの懸念が示されたものの、討議議事録でもスケジュールが確認されており、同スケジュールに沿って的確に実施していくことが肝要であり、コンサルタントの調査スケジュール及び合同委員会のスケジュールともに、管理していく必要がある。

(5) なお、本調査の関連で要請されている個別専門家(食料安全保障関連)については、調査自体のセンシティブティ及び本調査を実施するコンサルタントと同専門家との協力の必要性を考慮し、調査の進捗状況を勘案して、その派遣の必要性を検討する必要があると考えられる。

5 - 2 食料政策、貿易政策、流通政策

食料政策という概念には、広範な政策分野が含まれ、国家としての食料安全保障政策から生産、

価格、流通、備蓄政策まで幅広く取り上げられることが必要と考えられる。

特に、本開発調査の実施目的である「東アジアの食料安全保障の強化」を考慮した場合、各国の食料安全保障と国内政策・貿易政策の関連について、明確に把握しておく必要がある。

我が国が国内自給率の目標数値を設定しているように、基本は調査対象国のほとんどが(シンガポールやブルネイを除いて)、自給政策を重要視しているものと考えられる。例えば、韓国では、ウルグアイ・ラウンド(UＲ)以降、国内農産物の価格支持により増産政策をとり、国内生産が増大したものの、その後、MA米の増加に伴い需給が緩和状況にある。このように、上記の政策は密接に関連しており、その結果が国内需給や国際需給に影響を与えている。

ASEAN+3メンバー国にとって、各国の政策及び需給状況を理解したうえで、米備蓄のような協力の枠組みを構築していく必要がある。

よって、調査当初段階(ステップ1:プロジェクト研究調査)において、以下の項目についての定性・定量的な調査が必要である。

各国の食料安全保障政策

各国の米に関する国内政策・制度

a) 生産・流通

米の生産に関する政策(生産調整措置等)

各国の米流通の仕組みと各組織の役割

保管施設のキャパシティー、保管形態、保管経費

各国での価格形成メカニズム

b) 価格

価格支持政策、政府の市場介入措置、所得保障政策

c) 援助及び被援助(メカニズムを含む)

援助スキーム、援助条件、対象国、利用物資

d) 備蓄

食料備蓄制度、備蓄の実施状況

各国の米貿易に関する世界貿易機関(WTO)、ASEAN自由貿易地域(AFTA)等のマルチ、バイの約束状況

米に関するWTOでの約束及び実施状況

ASEAN諸国に係るAFTAでの米の取り扱い

各国の米の需給動向、価格動向

各国の米の貿易の状況(商業貿易、食料援助動向(援助、被援助))

各国の米に係る問題点の把握

ASEAN米備蓄に係る現状分析

ASEAN 諸国における貧困者の現状把握（貧困者数、貧困の程度等）
地域的（マクロ）な需給分析と問題点の整理

5 - 3 米備蓄システムと実施

(1) 開発調査（ステップ2、3）は、上記のようなプロジェクト研究調査を実施したあとに行われることになり、米備蓄の仕組みやコスト等に関する実態的な研究を行うことになる。

4月、7月、9月には、米備蓄専門委員会（TMRR）の開催が予定されており、本会合において、プロジェクト研究や開発調査の調査成果の検討が行われることになるため、調査スケジュールの適切な管理が必要である。なお、各TMRRでの検討内容については、事前のタイ政府との合同委員会等について調整する必要がある。

(2) 米備蓄の仕組みについては、数量、条件等様々な内容を検討する必要があるが、1つのアイデアを検討していくというよりは、いくつかのオプションを示していくことが必要と考えられる。

(3) また、仕組みについても、できる限り現行のASEAN米備蓄の枠組みに近いものとし、コストや協力の枠組みについても現実的な対応が必要と考えられる。

(4) 調査内容は、基本的に実施細則（S/W）（案）に記載されたものであるが、特に、WTO農業協定との関連については、専門家等の意見を聴取しつつ検討していく必要があると考えられる。